

平成13年1月5日
預金保険機構

理事長談話

- I. 新生銀行（旧日本長期信用銀行）に対する金銭の贈与（特例資金援助）の件
- II. 新生銀行（旧日本長期信用銀行）に対する損失の補てんの件

I. 新生銀行（旧日本長期信用銀行）に対する金銭の贈与（特例資金援助）の件

当機構は、新生銀行（旧日本長期信用銀行）より、平成13年1月5日付で、金融再生法第72条に基づき、金銭の贈与（特例資金援助）の減額申込みを受け、本日、運営委員会において、次のとおり決定した。

減額後の金銭贈与額	32,350億円
減額前の金銭贈与額	32,391億円
金銭贈与額の減額	40億円

（注）四捨五入の関係で金銭贈与額の減少額が一致していない。

Ⅱ. 新生銀行（旧日本長期信用銀行）に対する損失の補てんの件

当機構は、新生銀行（旧日本長期信用銀行）より、平成13年1月5日付で、金融再生法第62条に基づき、損失補てん額の変更の申込みを受け、同日、金融再生委員会の承認を得て、次のとおり実行することとした。

変更後の損失補てん額	3, 549億円
変更前の損失補てん額	3, 489億円
差額分の調整支払い額	60億円

以 上